

## 個人番号の利用目的変更(追加)のお知らせ

2025年1月31日

福岡中央銀行（以下「当行」）は、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく受付を開始する2025年4月1日からいたしますので、申し添えます。

### 個人番号の利用目的の変更（下線部分を追加します）

個人番号の利用目的
当行は、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）に基づき、お客さまの個人番号を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。
<ul style="list-style-type: none"><li>・金融商品取引に関する法定書類作成事務</li><li>・国外送金等取引に関する法定書類作成事務</li><li>・非課税貯蓄制度等の適用に関する事務</li><li>・信託取引に関する法定書類作成事務</li><li>・金地金等取引に関する法定書類作成事務</li><li>・現物債等の元利払いに関する法定書類作成事務</li><li>・教育資金等の贈与税非課税制度の適用に関する事務</li><li>・預貯金口座付番に関する事務</li><li>・<b><u>公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務</u></b></li><li>・<b><u>災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務</u></b></li><li>・<b><u>本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務</u></b></li><li>・その他、上記事務に関連する事務</li></ul>